

令和8年度第1回鈴鹿市入札監視委員会 会議録概要

日時 令和8年8月31日（月）

14時00分～15時20分

場所 鈴鹿市役所 10階 入札室

出席者

● 鈴鹿市入札監視委員 5名

水野委員、山田委員、中森委員、齋藤委員、飯田委員

● 入札監視委員会事務局 8名

技術監理部長、技術監理契約課（課長、契約GL、グループ員）

上下水道局次長、経営企画課（課長、総務GL、グループ員）

【開会】

- 技術監理契約課長説明
- 技術監理部長挨拶
- 出席者自己紹介
- 会長・副会長選出
- 会長挨拶

【議事】（発言者：□委員 ○事務局）

1 令和8年度制度改正について

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

- 改正後の総合評価落札方式による入札、舗装工事2案件の評価点算出を誤り落札決定した報告について、従前の評価点の経過措置が適用されていなかったことに関して、今後の対応策はあるのか。
- 従前の経過措置が適用される工事は、制度改正後においては今後減っていくことになる。
- 本事案はどのように発覚したのか。
- 従前の制度については、舗装工事での総合評価落札方式の対象となった実績がなく、土木一式工事と舗装工事の減点措置について、それぞれの業種での減点対象になると誤った認識をしていた。本事案後に土木一式工事での総合評価落札方式の入札があり、その際に改めて減点措置について確認したところ、土木一式工事と舗装工事と合わせて減点措置対象になることに気づき、誤りが発覚した。
- 上下水道局での総合評価落札方式においては、価格点以外の評価点の審査結果を開札前に公表し、その結果への疑義について回答しているようだが、市長部局についても同様か。
- 市長部局、上下水道局ともに、従前の総合評価落札方式についてはそのような取扱いであったが、改正後は両者とも、開札後に価格点及び価格点以外の評価点について公表し疑義についても回答する。
- 対象業者には不服審査の権利があると思うが案内はしているのか。
- 本案件について、対象業者へ直接説明をしそれに対しての質問等については伺ったが、改めて

異議申立てる事務的な手続等の説明は行っていない。

- ☐ 制度等については改めて確認をお願いします。
- ☐ わかりました。
- ☐ 本2案件について、一抜け方式対象となっていない理由はあるのか。
- ☐ 総合評価落札方式については、一抜け方式の対象としていない。評価点の中に手持ち工事量があり、同日に先に落札した案件があった場合は、手持ち工事量の対象としている。
- ☐ 土木一式工事と舗装工事を合わせて減点措置とすることに関して、要領等で定めているのか。
- ☐ 本減点措置については、改正後については適用されないため改正後の要領に定めはない。従前要領の経過措置としている。
- ☐ 再発防止策としての補足について、改正後の総合評価落札方式は、自社施工等、技術的な面で有事に対応できるかどうかについて評価するため、事務職だけではなく技術職とのダブルチェック体制を行っていく。

2 令和7年度入札結果について

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

- ☐ 上下水道局について、1月2月は少なく3月に実施する入札が多いように思うが理由はあるのか。
- ☐ 令和8年度予算の議会承認後に行う案件があったため。
- ☐ 3月に入札した案件については、年度を繰越すことを前提としたものか。
- ☐ 繰越しとなるが、債務負担となる案件もある。
- ☐ 設計等の準備により、同日に入札が偏ってしまうことになるのか。
- ☐ 年間を通じて発注件数の平準化はしているが、偏ってしまうこともある。
- ☐ 上水道分の随意契約に、遠方監視制御設備テレメータ改修工事の落札額が1億円を超えているが、設置業者と契約した工事なのか。
- ☐ 設置業者でしかできない改修工事であるため随意契約とした。

3 抽出案件の審議

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

・市長部局

金沢排水区雨水幹線整備工事その3（土木一式工事／一般競争入札）

- ☐ 施工延長が40.0mと説明があったが、資料の公告文には36.0mとあるがその違いは何か。
- ☐ 工事発注時は36.0mであったが、変更契約により最終の延長が40.0mとなった。

稲生小学校外2校プールろ過機改修工事（機械器具設置工事／一般競争入札）

- ☐ プールろ過機の設置業者と落札業者は同じか。
- ☐ 設置業者はプールろ過機のメーカーで本改修工事の業者とは異なる。
- ☐ 応札者が1者とあるが、他業者でも応札可能だったのか。また、複数の入札参加できる者がいたのか。

- 可能であった。他案件の同様の改修工事においては本案件とは異なる業者が落札し、2 者程度の応札があった。

一本木川外土砂撤去業務委託（その他（土木一式工事）／指名競争入札）

- ☐ 内申書の指名理由に施工箇所近隣に本店のある 10 者から選定とあるが、市内本店という意味か。
- はい。
- ☐ 指名理由は案件ごとに変わるのか。
- 基本的に同内容の案件については、慣例にならい同じ指名理由になる。

・上下水道局

高岡水管橋耐震診断業務委託（土木関係コンサルタント／一般競争入札）

- ☐ 入札に参加できる者を地域要件又は対象ランクなしとあるが、なしとする基準はあるのか。
- 鈴鹿市上下水道設計業務委託発注基準により、地域要件又は対象ランクなしにあたる難易度が高い業務になる。
- ☐ 地域要件を設けると対象業者がいなくなるということか。
- はい。

稲生第 1 準幹線外下水管布設工事その 2（土木一式工事／一般競争入札）

- ☐ その他要件に、一抜け方式対象案件とあるが、入札結果から同日に入札のあった上水道の 1 案件を対象としているということか。
- 結果的に同日の対象となる案件が 1 件だった。

南部準幹線下水管推進工事（土木一式工事／一般競争入札（総合評価））

- ☐ 低入札価格調査報告書にある、自社保有機械は使用せずリース及び下請予定業者の所有する機械を使用とある一方で、推進工事の実績を積むとあるが、そのような場合においても実績と考えるのか。
- 管理することで自社施工の実績としている。

4 その他

- ・ 次回の委員会の開催は、例年どおりの開催であれば 2 月頃を予定している。
- ・ 次回の審議案件抽出を山田委員に依頼。

【閉会】

●会長挨拶

以上